

浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 36 号

浜田市水道給水条例等の一部を改正する条例

(浜田市水道給水条例の一部改正)

第 1 条 浜田市水道給水条例（平成 29 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「(法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を含む。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 浜田市公共下水道条例（平成 17 年浜田市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定により適用する同法第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(浜田市集落排水施設条例の一部改正)

第 3 条 浜田市集落排水施設条例（平成 17 年浜田市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定により適用する同法第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。